

平成 16 年 7 月 13 日

金融庁総務企画局企画課

信用機構室 御中

全 国 銀 行 協 会

「『金融機能の強化のための特別措置に関する法律』及び『預金保険法の一部を改正する法律』の施行に伴う政令・省令・告示(案)」に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、平成 16 年 6 月 30 日付「『金融機能の強化のための特別措置に関する法律』及び『預金保険法の一部を改正する法律』の施行に伴う政令・省令・告示(案)」に対する意見書を下記の通り取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 経営強化計画の第三者評価について

- ・ 経営強化計画の添付資料として、「第三者（金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者に限る）による評価を受けたことを証する書面」が挙げられているが（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣令 第三条-六）、経営強化計画の妥当性は、本来、金融機能強化審査会が行うものであると考えられる。
- ・ 「第三者による評価を受けたことを証する書面」を必要とする点は、除外されることを希望する。

2. 出向又は解雇される従業員数の記載について

- ・ 組織再編を伴う場合の経営強化計画の様式に、「経営の強化に伴う労務に関する事項」として「経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員数」という項目があるが、実際には、このような数字を公表することは、雇用政策上および地域経済に与える影響の観点からも好ましくないと思われる。
- ・ 計画に記載する従業員数としては、経営の強化に伴い創出される雇用も含めた期末の人員数を記載することとしてはどうか。

3. 株式等の引受け時等の決定の要件について

- ・ 収益性、効率性等の数値基準の適用に当たっては、画一的な運用ではなく、地域の状況や当該金融機関における改善努力等の申請時の状況も十分に勘案したものとして頂きたい。
- ・ 「地域経済にとって存続が不可欠であること」の要件（協同組織金融機関以外の金融機関等の場合）として、「当該金融機関等が主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等」に該当することと規定（政令第5条、同14条）されているが、地域経済にとって存続が不可欠かどうかは、基本的にマーケットや顧客が判断すべきことであると考えられるため、金融機関の規模等で画一的に判断されないことがないよう配慮頂きたい。

以 上